

う え J O Y における教員の兼職兼業について

中学校の部活動地域展開において、学校の先生方が地域のクラブで指導を希望する場合は「兼職兼業」の届け出が必要となります。その方法は以下のとおりです。



教員の兼職兼業とは

- 教育公務員特例法の第 17 条には「教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、または教育に関する他の事業もしくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、または受けなくて、その職を兼ね、またはその事業もしくは事務に従事することができる」とあります。従って、教員が地域クラブの指導者を希望する場合は、任命権者（上田市教育委員会）の許可を受けて従事することができます。
- 教員が地域クラブでの指導を望んでいないのに、周囲からの要望や同調圧力等から断れず望まない兼職兼業を受けたり、地域クラブが依頼したりしてはいけません。

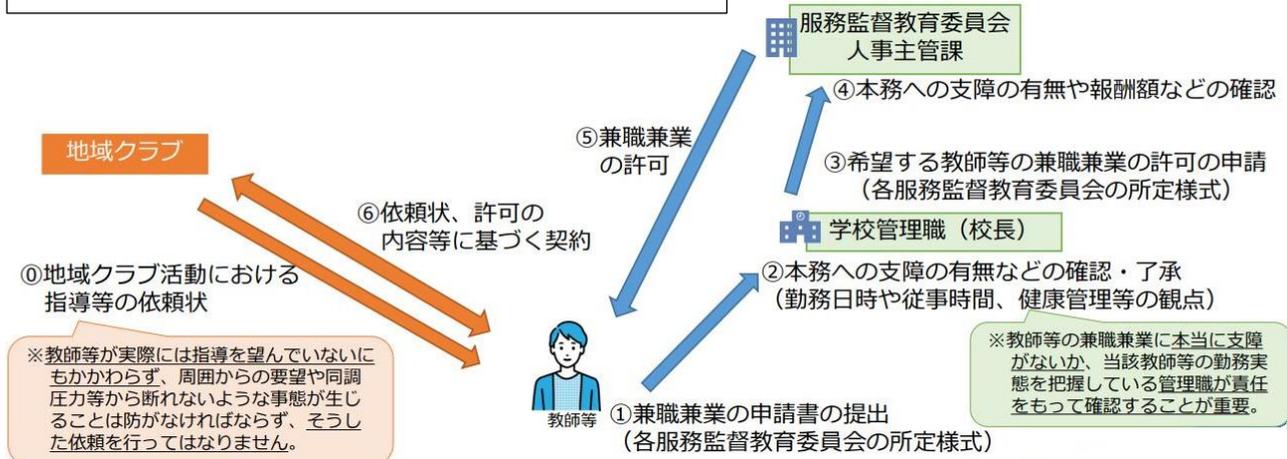
兼職兼業の条件は

- 教員の兼職兼業は、本務である教員の仕事に支障がなく、従事する内容が教育に関するものである必要があります。ただし、子どもたちや保護者が、学校運営に不安を持ったり、疑念を抱いたりするもの、教員としての信用を失墜させるものは兼職兼業として認められません。
- 時間外在校時間と地域クラブ活動の従事時間の合計は、教員の心身の健康確保のため、単月 45 時間以内となることが望ましいです。ただし、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合はこの限りではありません。
- 地域クラブへの従事予定時間であっても、教師としての勤務が急遽必要となった場合には、教師として当該勤務に当たることができるようにしてください。

どうすれば兼職兼業ができるの

- 兼職兼業を希望する場合には、上田市教育委員会へ申請し承認が必要になります。申請する場合は業務の内容や期間、報酬の額が分かる「許可申請書」を提出します。
- まずは校長先生に相談しましょう。

兼職兼業の許可を受けるためのプロセス(イメージ)



(文部科学省「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」より抜粋)

よくある質問	
Q 1	勤務する学校の校区外の地域クラブから依頼を受けた場合も兼職兼業できますか？
A 1	可能です。勤務校のみでの指導に限定しません。
Q 2	学校で行う活動の場合は、兼職兼業とはみなされないのでしょうか？
A 2	指導監督権限が校長にあるなど、学校の本来業務の一部と整理される場合は兼職兼業の対象ではありません。しかし、あくまで学校の施設を利用しているだけで、地域団体の指導者として、地域団体の監督下で行う場合等は、兼職兼業の対象となります。
Q 3	非常勤講師でも、兼職兼業の許可は必要ですか？
A 3	フルタイム勤務の常勤講師の場合は、常勤職員と同様に許可が必要ですが、非常勤講師やパートタイムの会計年度任用職員の場合は許可は不要です(非常勤講師として勤務している時間に重ならないなど、非常勤講師としての本務に支障が出ないようにすることが必要です)。
Q 4	平日地域クラブの指導を行う場合は何時から可能ですか？
A 4	兼業は勤務時間外での従事が原則となるため、勤務時間終了後から指導が可能です。
Q 5	地域団体から報酬を得ている場合には、県の年末調整と一緒に調整できますか？
A 5	年末調整は県の給与等分のみしかできません。地域団体等から報酬を得る場合には、職員本人が確定申告を行う必要があります。(副業・兼業を行い、20万円を超える副収入がある場合は、企業による年末調整ではなく、個人による確定申告が必要です。)
Q 6	兼職兼業に係る業務に従事していた時に起きた怪我等についての補償は？
A 6	地域クラブの活動は学校管理下にないため、公立学校共済組合の助成等は利用できません。必ず当該地域クラブ又は各自で任意のスポーツ保険等に加入してください。

問合わせ 上田市地域クラブ活動推進協議会事務局 (上田市教育委員会 学校教育課)
電話：0268-23-5109 E-mail: Ueda-club@city.ueda.nagano.jp